

事 務 連 絡
平成 23 年 5 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
専務理事 大森伸男

原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の 放射性物質の暫定許容値の設定等について

このことについて、平成 23 年 4 月 14 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（飼料安全基準班担当）及び課長補佐（飼料検査指導班担当）から別添写しのとおり、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から東北・関東管内都県畜産主務部長宛での通知の写しと参考資料の「牛用粗飼料の放射性物質の暫定許容値 Q & A」について、了知願いたい旨の通知があったので関係会員等への周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、東京電力（株）福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）の事故に伴う放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質の放出が続く状況の中、収穫される牧草や生産されるデントコーン等の飼料作物等の粗飼料を介した牛への暴露の防止・低減を通じ、牛乳や牛肉が食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするための当面の目安として、今般、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を定めたので、生産者への周知・指導を願いたいこと。また、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、牧草等の放射性物質含有量の定点調査を行い、その結果を農林水産省に伝達するとともに、生産者に周知するようお願いいたします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成23年4月14日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
課長補佐(飼料安全基準班担当)
課長補佐(飼料検査指導班担当)

原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について

このことについて、本日付けで別添のとおり通知したので、御了知願います。



写

23消安第456号
平成23年4月14日

東北・関東管内都県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について

東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「原発」という。)の事故に伴う放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんの降下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)により、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、原発事故前に刈り取り・保管された乾牧草(サイレージを含む)のみを使用することや放牧を当面行わないこと等の留意すべき点について、生産者に周知・指導をお願いしているところです。

今後、牧草の収穫等の作業が始まりますが、現在も原発からの放射性物質の放出が続いている状況です。こうした中、収穫される牧草や生産されるデントコーン等の飼料作物等の粗飼料を介した放射性物質の牛への暴露の防止・低減を通じ、牛乳や牛肉が食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするための当面の目安として、今般、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を下記のとおり設定しました。今後生産される粗飼料を使用する場合は、暫定許容値内のものを使用し、食品衛生法上の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産することが重要であると考えておりますので、その旨生産者への周知・指導をお願いします。

また、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、飼料からの牛への放射性物質の暴露・低減を図るためには、牧草等の放射性物質の含有量を把握することが有効であることから、当該地域においては、これらに関する調査を行うようお願いいたします。

記

- 1 粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値(注)
 - (1) 乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値
 - ・放射性ヨウ素 1kg当たり(実重量)70ベクレル
 - ・放射性セシウム 1kg当たり(実重量)300ベクレル

(2) 肥育牛（出荷前短くても 15 ヶ月程度以降の牛）に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム 1 k g 当たり（実重量）300 ベクレル

(3) (1) 及び (2) 以外のその他の牛に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム 1 k g 当たり（実重量）5000 ベクレル

注) ① 暫定許容値は、乳用牛から生産される生乳や、通常の肥育期間（15 ヶ月以上）で肉用牛から生産される牛肉が食品の暫定規制値を超えないように、現在の科学的知見に基づいて設定しています。（ただし、水等粗飼料以外からの影響は考慮していません。）

② 放射性ヨウ素は半減期が短いことから、収穫時に暫定許容値を上回っていても、収穫後に一定期間保管することにより、暫定許容値を下回ります。

③ 暫定許容値は、家畜が摂取する際の粗飼料実重量当たりの濃度であり、対象には放牧地の牧草も含まれます。

2 牧草等の放射性物質含有量調査

大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域においては、牧草等の放射性物質含有量の定点調査を行い、その結果を当省に伝達するとともに、生産者に周知するようお願いします。

定点調査の実施方法等については、別途、お知らせします。

(別添)

飼料中の放射性物質の乳肉への移行

1 食品衛生法に基づく乳・肉中の放射性物質の暫定規制値

畜産物	暫定規制値 (Bq/kg)	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳	300 (100) *	200
肉	- **	500

* 乳幼児の規制値は 100 Bq/kg

**放射性ヨウ素は短期間で減少するため、肉の規制値はない

2 飼料から乳や肉への移行

放射性物質を含む飼料を家畜が摂取し続けると、摂取する放射性物質の量と生産される乳肉中の放射性物質の濃度との間に平衡関係が生ずる。この平衡状態において、給与された飼料中の放射性物質濃度と生産される畜産物中の放射性物質濃度の比を、国際原子力機関 (IAEA) が移行係数として取りまとめている。

移行係数、飼料中の放射性物質の濃度及び飼料の給与量から、生産される乳・肉中の放射性物質の濃度が推定できる。

3 粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の算定

暫定規制値及び粗飼料の給与量、移行係数から、以下の式を使って、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を算定した。

$$\text{畜産物中の放射性物質暫定規制値} \div (\text{粗飼料給与量} \times \text{移行係数}) \\ = \text{粗飼料中の放射性物質暫定許容値}$$

① 乳牛用

・放射性セシウム

$$200 \text{ Bq/kg} \div (127 \text{ kg/日} \times 4.6 \times 10^{-3} \text{ 日/kg}) = 342 \text{ Bq/kg} \doteq 300 \text{ Bq/kg}$$

・放射性ヨウ素 平均

$$100 \text{ Bq/kg} \div (51 \text{ kg/日} \times 2.5 \times 10^{-2} \text{ 日/kg}) = 78 \text{ Bq/kg} \doteq 70 \text{ Bq/kg}$$

② 肉用牛用

・放射性セシウム

$$500 \text{ Bq/kg} \div (14 \text{ kg/日} \times 9.6 \times 10^{-2} \text{ 日/kg}) = 372 \text{ Bq/kg} \doteq 300 \text{ Bq/kg}$$

③ 育成牛用

育成期間中に 5000 Bq/kg の飼料を 25 kg 給与した場合、15 ヶ月の肥育期間後の筋肉中の放射性セシウム濃度は 100 Bq/kg 程度

(参考)

牛用粗飼料の放射性物質の暫定許容値Q & A

(問1) どうして暫定許容値を定めたのですか。

(問2) 放射性セシウムの暫定許容値は、どうして「乳用牛・肥育牛」と「その他の牛」で異なるのですか。

(問3) 乳用牛以外の放射性ヨウ素の暫定許容値が具体的に示されていないのはなぜですか。

(問4) 暫定許容値を守れば、牛乳や牛肉の暫定規制値を守れますか。

(問5) 肥育の途中あるいは初産牛をと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば、牛肉の暫定規制値を守れますか。

(問6) 乳用廃用牛や繁殖牛、種雄牛をと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば、牛肉の暫定規制値を守れますか。

(問7) 放射性ヨウ素は半減期が短いですが、収穫時に暫定許容値を超えた牧草を使えますか。

(問8) 暫定許容値は今後見直すのですか。

(問1) どうして暫定許容値を定めたのですか。

(答)

- 1 原子力発電所の事故以来、生産者の皆様には、放牧をやめて畜舎の中で飼養し、事故の発生前に刈り取った飼料を使用していただくようにしています。
- 2 現在も原子力発電所からの放射性物質の放出が続いていますが、4月下旬頃から新たな牧草等飼料作物の生産シーズンが始まりますので、どのような粗飼料を牛へ給与すれば、食品の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産できるかを判断する目安として粗飼料の暫定許容値を定めました。
- 3 なお、許容値は、実重量あたり(水分含有量8割)で設定しています。

(問2) 放射性セシウムの暫定許容値は、どうして「乳用牛・肥育牛」と「その他の牛」で異なるのですか。

(答)

- 1 「乳用牛・肥育牛」と「その他の牛」で暫定許容値が異なるのは、畜産物を生産する段階とそれ以外の段階では、食品の暫定規制値を超えないために許容される放射性物質の濃度がそれぞれで異なるからです。
- 2 具体的には、育成期に飼料から摂取した放射性物質は、搾乳までの間や肥育中にふんや尿に排泄されるので、育成牛用粗飼料の暫定許容値は乳用牛・肥育牛用のものと比べて高い値でもよいこととなります。
- 3 ただし、この値はあくまで上限値なので、できるだけ濃度の低い粗飼料や放牧地を利用して下さい。
- 4 なお、繁殖牛や種雄牛についても、育成牛と同様、牛乳や牛肉の生産を目的として飼養しておりませんので、育成牛用粗飼料と同じ暫定許容値にすれば、牛の健康に影響を与える可能性は低いと考えます。

乳用牛: 経産牛及び初回種付けを行った牛

肥育牛: 肉用に出荷する時点からさかのぼって短くても15ヶ月以降の牛

(なお、肥育期間が15カ月よりも短い場合でも、出荷時期からさかぼって15カ月以降の牛には肥育牛と同じ暫定許容値が適用されます。)

乳用牛の育成牛: 搾乳に向けて育成している雌牛のうち、まだ初回種付けしていない牛

肉用牛の育成牛: 肥育期間前の牛

(問3)乳用牛以外の放射性ヨウ素の暫定許容値が具体的に示されていないのはなぜですか。

(答)

- 1 育成牛については、飼料から摂取した放射性ヨウ素が搾乳までの間や肥育中にほぼなくなります。
- 2 肉用として出荷される肥育牛等については、牛肉の放射性ヨウ素の暫定規制値が設定されていません。
- 3 このため、食品の暫定規制値を超えないための目安としての暫定許容値を定めず、牛の健康を確保するために、農作物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料を給与することとしました。
- 4 なお、これまでの報告からこのような地域で生産された粗飼料であれば、牛の健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えます。

(問4)暫定許容値を守れば、牛乳や牛肉の暫定規制値を守れますか。

(答)

- 1 暫定許容値は、粗飼料だけから放射性物質を摂取した場合を考え、食品の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産できるように定めています。
- 2 牛は水や土壌(粗飼料に付着する土を含む)、野草あるいは飼料タンク外に放置された飼料等、様々なものから放射性物質を摂取する可能性があります。
- 3 このため、暫定許容値を超えない粗飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水や土等からの放射性物質の摂取をできるだけ抑えるように飼養管理して下さい。

(問5)肥育の途中あるいは初産牛をと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば、牛肉の暫定規制値を守れますか。

(答)

- 1 暫定許容値は、肉用牛の一般的なライフサイクルに基づいて生産される牛肉が、食品の暫定規制値を超えないように定めています。
- 2 よって、肥育途中の肉用牛や初産の乳用牛では、育成期に飼料から摂取した放射性物質が牛の体内に多く残留している可能性があります。
- 3 このため、食品の暫定規制値を超えない牛肉を生産するよう、できる限り放射性物質の濃度の低い粗飼料や放牧地を利用するとともに、水や土等からの放射性物質の摂取をできるだけ抑えて下さい。

(問6)乳用廃用牛や繁殖牛、種雄牛をと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば、牛肉の暫定規制値を守れますか。

(答)

- 1 搾乳牛や繁殖牛、種雄牛は肉用出荷を目的として飼養しておりませんので、これらの牛をその役割を終えた後に肉用出荷すると、牛肉の暫定規制値を超える可能性があります。
- 2 このため、食品の暫定規制値を超えない牛肉を生産するよう、搾乳牛の最終分娩後や繁殖牛の最終妊娠期間中に放射性物質を含まない粗飼料を給与するなど計画的な飼養管理を行って下さい。

(問7)放射性ヨウ素は半減期が短いですが、収穫時に暫定許容値を超えた牧草を使えますか。

(答)

- 1 放射性ヨウ素は、8日経つと、もとの濃度の半分に減ります。このため、収穫時に暫定許容値を超えていたり、農産物の出荷制限が行われていた地域で収穫された牧草も、その後新たに汚染しないように一定期間保管管理すれば、暫定許容値を下回り、飼料として使えるようになります。
- 2 なお、給与に当たっては、収穫時に牧草に土が付着する場合がありますので、それらに含まれる放射性ヨウ素も考慮して、十分低い濃度となるような保管期間をとって下さい。

(問8)暫定許容値は今後見直すのですか。

(答)

- 1 今回の暫定許容値は、原子力発電所から放射線物質の放出が続いている中、現時点で得られている科学的知見から暫定的に設定したものです。
- 2 このため、今後の放射性物質の放出状況やその他の知見(放射性物質による牧草の汚染状況や牛への影響等)を踏まえた上で、必要に応じて見直していきます。